

承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成25年6月12日

つくば市長 市原 健一

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年3月31日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削る。

附則第8項中「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

別表第1世帯別平等割額の項第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 1世帯につき18,750円

別表第1備考を次のように改める

備考

- 1 この表において「特定世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過するまでの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。

- 2 この表において「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。

別表第2世帯別平等割額の項第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 特定継続世帯 1世帯につき4,500円

別表第2備考を次のように改める

備考

- 1 この表において「特定世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過するまでの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。
- 2 この表において「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。

別表第4第20条第1号に該当する場合の部世帯別平等割額の項第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 特定継続世帯 1世帯につき13,125円

別表第4第20条第2号に該当する場合の部世帯別平等割額の項第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 特定継続世帯 1世帯につき9,375円

別表第4第20条第3号に該当する場合の部世帯別平等割額の項第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 特定継続世帯 1世帯につき3,750円

別表第4備考を次のように改める

## 備考

- 1 この表において「特定世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過するまでの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。
- 2 この表において「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。

別表第5第20条第1号に該当する場合の部世帯別平等割額の項第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 1世帯につき3,150円

別表第5第20条第2号に該当する場合の部世帯別平等割額の項第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 1世帯につき2,250円

別表第5第20条第3号に該当する場合の部世帯別平等割額の項第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 1世帯につき900円

別表第5備考を次のように改める

## 備考

- 1 この表において「特定世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過するまでの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。
- 2 この表において「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 改正後のつくば市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。